

鳥取県公報

本書ノ大キサハ國定規格A五判

昭和二十七年一月十一日
外 金 曜 日

主 要 目 次

◇規則 鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正

規 則

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十七年一月十一日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣規則第一号

鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部を改正する規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程（昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。第六條第一項中「のうち、一般的共通事項」を削り「別

表」の下に「(一)、(二)」を加える。

第六條第二項を削る。

別表中「(各部課係共通事項)」を「別表(一)(各部課係共通事項)」に改め同表の次に次の「別表(二)(個別事項)」を加える。

00673

別表 (二) (個別事項)		
副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
<ul style="list-style-type: none"> 一 勤務成績の評定(地方公務員法第四十條) 二 三級吏員の任用、退職(自治法第七十二條) 三 職員委員会委員書記の任免(同規則第二條五條) 	<ul style="list-style-type: none"> 一 爆薬兵器の処理(覚書二〇七七) 二 旧日本軍占領地よりのやく奪物件の処理(内務省令二十五号) 三 涉外労務管理事務所の運営管理 	<ul style="list-style-type: none"> 一 被扶養者の認定(給与に關する條例第八條) 二 一時金たる恩給の裁定(法第十二條) 三 恩給の支給停止(法第三十五條) 四 恩給受給権者の年間所得の決定(法第五十八條の四)
<ul style="list-style-type: none"> 一 職員衛生管理(基準法第五十二條) 二 雇員、傭人、嘱託の任用退職(自治法第七十二條) 三 定期昇給(給与に關する條例第四條) 四 年金恩給の裁定(法第十二條) 五 恩給年額の改定 	<ul style="list-style-type: none"> 一 祕文書、一般文書の写作成(文書事務處理規程第五條) 二 涉外労務管理一般 	<ul style="list-style-type: none"> 一 恩給受給権者生存中の恩給の支給(法第十條之三) 二 恩給の支給差止及び解除(恩給々々規則第三十四條の五)
<ul style="list-style-type: none"> 一 一件十万円以上の収入命令(補助負担金及び交付金を除く)(県會計規則第二十三) 	<ul style="list-style-type: none"> 一 補助負担金及び交付金並びに一件十万円以下の収入命令(県會計規則第二十三) 	

00674

一 果財政公表(自治法第二百四十四條)		
<ul style="list-style-type: none"> 一 予算令達(県會計規則第十二條) 二 資金借入及び償還 三 果有財産火災保險契約 四 果税に關する異議申立の處理(地方税法(縣稅條例)) 五 漁業權稅の評定貸賃價格設定變更(地方税法第二百九條) 六 果税の分割(地方税法第七百四十五條、七百七十八條) 	<ul style="list-style-type: none"> 一 入場券、利用券の保管及び交付(地方税法第八十四條) 二 他の都道府県から委託された稅務(地方税法第二十二條) 三 課稅の免除(果稅條例第六十二條) 	<ul style="list-style-type: none"> 一 遊興飲食稅領收証受払(地方税法第二百二十九條)
<ul style="list-style-type: none"> 一 一件十万円以上の収入命令(補助負担金及び交付金を除く)(県會計規則第二十三) 	<ul style="list-style-type: none"> 一 補助負担金及び交付金並びに一件十万円以下の収入命令(県會計規則第二十三) 	

	<p>三條)</p> <p>二 一時借入金の決定(自治法第二百二十七條)</p> <p>三 現金の出納命令(県会計規則第三百十五條)</p> <p>四 縣費に属する見積価格一万円以上の物品の購入及び修繕又は見積価格一万円以上五万円未満の物品の処分(県会計規則第二百二十七條)</p> <p>五 県費に属する一万円以上の支出負担行為の承認(県会計規則第十九條)</p> <p>六 県費に属する五万円以上の支出命令(県会計規則第三十三條)</p> <p>七 資金前渡、概算払、前金払、立替払の承認(県会計規則第四十七、五十四、五十三、五十四條)</p>
<p>九 收入証紙並びに物品の出納命令(県会計規則第二十六條)</p>	<p>四條)</p> <p>二 県有に係る有価証券及び予金の元利金受領命令(国有財産の取得管理及び処分に關する條例第三條)</p> <p>三 物品売買の公告(県会計規則第七十九條)</p> <p>四 收入証紙並びに物品の出納命令(県会計規則第二百十二條)</p> <p>五 県税外収入金の未納督促(県会計規則第二十二條)</p> <p>六 県費に属する見積価格一万円未満の物品の購入並びに修繕及び処分(県会計規則第二百二十七條)</p> <p>七 県費に属する一万円未満の支出負担行為の承認(県会計規則第十九條)</p> <p>八 縣費に属する五万円未満の支出命令(県会計規則第</p>

	<p>一 選挙管理委員会の改選後当初の招集(自治法第九十四條)</p> <p>二 行政書士の代理人聽聞の実施(法第十四條)</p> <p>三 普通地方公共団体の廃置分合の場合における事務の分界決定又は承継団体の指定(施行令第五條)</p> <p>四 耕地整理等による市町村の町、字の区域変更の決定及び告示(施行令第七十九條)</p> <p>五 市町村に対する平衡交付金の配付(法第十七條)</p>
<p>三十三條)</p> <p>九 收入証紙並びに物品の出納命令(県会計規則第二十六條)</p>	<p>地方課</p> <p>一 市町村の廃置分合、若しくは境界変更による人口告示(施行令第七十七條)</p> <p>二 町村を市に村を町に昇格市を町村に、町を村にする処分決定の告示及び報告(自治法第八條)</p> <p>三 市町村の区域内の町字の区域及び名称の変更告示並びに報告(自治法第二百六十條)</p> <p>四 郡の区域、名称の変更の告示及び報告(自治法第二百五十九條)</p> <p>五 耕地整理等による市町村の町、字の区域変更につ</p>

	<p>六 固定資産価格の修正勧告 (地方税法第四百十九條) 七 大規模固定資産の評価 (地方税法第三百八十九條) 八 資格審査調査表提出期日 指定の告示(昭二二、勅令 第一号第八條一項) 九 覚書該当者動靜觀察及び 身分証の交付(昭二二、勅 令第一号第十五條の二) 十 解散団体財産の保全及び 処分(昭二三政令第二百三 十八号) 十一 宗教法人の規則(設立)及び規則の変更 合併並 びに解散の認証(法第十 二條)</p>	<p>て関係市町村議会との諮問 (施行令第七十九條) 六 公職資格審査結果報告 七 覚書該当解除者の決定及 び公告(昭二二、勅令第一 号第九條) 八 外国人登録期間延長の認 定(昭二二、勅令第二百七 号) 九 解散団体の財産の債権の 取立(昭二三、政令第二百 三十八号) 十 解散団体の財産管理(昭 二三、政令第二百三十八号) 十一 教職員適格審査会審査 事項の決定(昭二二、政令 第六十二号)</p>	
	<p>一 統計調査区の設定(法第 十八條) 二 市町村吏員の統計主事資</p>	<p>一 統計指導員及び調査員の 任免(法第十八條) 二 小売価格報告者並びに調</p>	

統計課

	<p>格認定(法第十條)</p>	<p>査項目の指定(小売物価統 計調査規則第六條) 三 統計調査事務所の指定 (小売物価統計調査規則第 六條)</p>	
	<p>一 生活保護法による救助費 の特別基準の設定(法第八 十九條)</p>	<p>一 身体障害者に対する補装 具等の交付(法第二十條) 二 身体障害者補装具費用の 徴収(法第二十一條)</p>	
<p>一 母子世帯内職生業繰替 金額の決定(内職生業繰 旋繰替適用内規第四條) 二 母子福祉生採用決定 (福祉生学資金貸与規程第 六條)</p>	<p>一 児童措置費の決定及び改 訂(法第五十條)</p>	<p>一 身体障害児童補装具等の 交付(法第二十一條三) 二 放出ミルク、児童保護用 物資の配分(昭二五、七厚 生省通牒)</p>	<p>一 里親及び保護受託者の 登録及び通知(法第二十 七條) 二 放出ミルク、児童保護 用物資配分報告(昭二 五、七厚生省通牒) 三 保母試験受験者の資格 決定(児童福祉法施行令 第十三條)</p>

児童課

世 話 課

- 一 遺骨、遺留品の傳達(復員業務規程第三十五條)
- 一 未帰還者の死亡認定(復員業務規程第二十二條)
- 二 復員費過誤払による徴收(會計法第六條)
- 三 土器杯の交付
- 一 傷庚軍人及び遺族き章交付(軍人傷痍き章令)遺族き章令
- 二 世話課の宿日直事務の処理

保 險 課

- 一 保險者(市町村を除く)又は連合会の役員欠け、故障又は役員その執行すべき職務を執行しなるとき職務の代執行(法第四十四條)
- 二 保險者又は連合会の違法行為等に対する議決の取消、役員の解職、解散及び規程の許可の取消命令(法第四十五條)
- 一 国民健康保險団体連合会の設立、合併、解散及び分割認可の告示(施行規則第二十八條、八十四條)
- 二 国民健康保險団体連合会規約の制定、変更の認可(法第三十九條)
- 三 国民健康保險団体連合会の予算及び準備金、財産処分認可(法第二十六條)
- 四 国民健康保險団体連合会の総会成立せず又は議決す

農 政 課

- 一 主食の需給計画樹立(法第八條の二)
- 二 船用米主食販売業者の指定並びに配給割当(安本訓令第三十一号)
- 三 農漁業協同組合の再建整備計画に関する助言(法第六條)
- 四 産業組合清算人の選任及び解任(法第七十三條二、三項)
- 五 市町村農業委員会代表者
- 一 主食の管理に関する報告命令(法第十三條)
- 二 労務者用主食加配割当(安本訓令第三十一号)
- 三 漁船乗組員用主食配給割当(安本訓令第三十一号)
- 四 主食の特別配給割当及び購入券の発行(法第八條)
- 五 砂糖の配給割当(規則第三條)
- 六 肥料検査成績公表(法第三十條)
- 一 主食の賃加工業者届出の処理(主食賃加工取締規則第二條)
- 二 都道府県肥料検査成績通牒(法第三十條)

- べき事項を議決しない場合の指揮(法第三十條)
- 五 国民健康保險団体連合会解散の場合の清算人の選任及び清算並びに財産処分法の認可(法第三十七條)
- 六 国民健康保險団体連合会分割による権利義務承継限度の認可(法第三十五條)

會議の組織に關する必要事項の決定(法第三十五條四項)
 六 市町村農業委員の議事参与の制限解除の承認(法第三十九條)
 七 農作物及び蚕繭危険階級の指數決定(農災法第七七條三項)
 八 農業共済組合における農作物及び蚕繭基準反当收量の決定(要綱、農政局)
 九 いぐさ製品の規格決定(農産物検査條例第三條)
 十 農産物検査手数料の納收証票売捌人の指定(條例施行規則第十四條)

畜 産 課

一 家畜傳染病予防法による交通しや断(法第十五條)
 一 無畜農家解消果有牛農用役牛貸付規則による施設の設定貸付及び処分
 二 無畜農家解消果有綿羊貸

一 家畜改良増殖法による種畜検査(法第三十五條)
 二 地方競馬騎手免許規則にもとづく騎手の免許及び取

林 務 課

付規則による施設の設定、貸付及び処分

一 森林区実施計画に対する意見書の処理(森林法第九條)
 二 林業経営指導員の資格審査(昭二五、告示要綱)
 三 国立公園施設の保護管理(法第六條)
 四 獵区並びに禁獵区の設定(法第八、九、十條)
 五 造林臨時措置法に基く造林計画の樹立、変更並びに

消(規則第十四條)
 三 種牡畜検査條例による検査(條例第五條)
 四 種きん検査條例による種きん検査(條例第三條)
 五 家畜商法による家畜商の免許、取消、業務停止及び聽聞の実施(法第七條)

一 鳥獸保護施設に關する諸手続(狩獵法第八條の二)
 二 母樹、母樹林の指定(林業種苗法第三條)
 三 母樹、母樹林の保護及び監理(法第五條)
 四 種苗販売業者の取締(法第九、十一、十二、十三、十五條)
 五 森林災害保險契約及びこれに伴う業務(法施行規則)

	<p>造林区の指定及びこれに伴う異議の処理(法第七、九、十五條)</p> <p>六 造林者の指定(法第十四、十七條)</p> <p>七 造林臨時措置法に基く權利關係の調整(法第十八、十九、二十一條)</p> <p>八 公有林野分收造林の処分(規程 告示四百九十三号)</p> <p>九 保安林の指定及び解除手續(森林法第自二十五條至三十三條)</p> <p>十 保安林の取締(森林法第三十一條)</p> <p>三十一條)</p> <p>十一 保安林施設地区の指定、取締及び解除手續(森林法第自四十一條)</p> <p>十二 森林病虫害の駆除命令並びに防除員の任免(松く、虫駆除法第自三條至五條)</p>	<p>六 公有林野分收造林の管理(規程、告示)</p> <p>七 測量法に基く公共測量計画機關の指定(法第七條)</p> <p>八 林道、治山、治水工事の検査(果規則第七條)</p>	
--	---	---	--

	<p>十三 國立公園管理員の任免</p>	<p>水産課</p> <p>一 漁業權等の免許料許可料の徴收(法第自七十五條至七十八條)</p> <p>二 漁船法による登録漁船及び登録票の検認(法第十一條の二)</p>	
	<p>工部省令第一号第四條)</p> <p>二 物価統制令による統制額の指定(令第七條)</p>	<p>商工課</p> <p>一 指定生産資材及び石油製品の割当(規則第二、三、四、六條)</p> <p>二 火藥類消費に關する取締(法第二十五條)</p> <p>三 火藥庫の検査(法第四十三條)</p> <p>四 度量衡器事業の監督(法第六條)</p>	<p>石油製品販売業者自家使用割当(規則第五條)</p>

<p>一 公共職業安定所の位置 名称、管轄区域及び事務 取扱の範囲に関する具申 (施行規則第六條二項)</p>	<p>一 事業所の行方監督者訓練 の援助(法第三十條)</p>	<p>職 業 安 定 課</p>
管 理 課		
<p>一 公共土木施設の災害報 告(昭二六、政令百七号 施行令第五條)</p> <p>二 土地收用損失補償(法 第七十二條) 至八十八條)</p> <p>三 土地收用義務履行に關 する代執行(法第七十三 條)</p> <p>四 公有水面埋立の免許(法 第二條)</p>	<p>一 建設業者に対する指示及 び勧告(法第二十八條)</p> <p>二 建設業者登録の取消(法 第二十九條)</p> <p>三 廢道敷、廢川敷及び土木 關係不用古材の払下げ(河 道法第六十二條) 川法第四十四條)</p> <p>四 建設省所管国有財産の所 管換及び官民有地の交換処 分(昭二四、建設省訓令第 三三號)</p> <p>五 普通財産の引継手續(国 有財産法第八條)</p>	

	<p>一 道路の通行禁止又は制限 (法第四十九條)</p>	<p>道 路 課</p>
		<p>河 港 課</p>
<p>一 建築基準法に基く地域 地区の指定</p>	<p>一 壁面線の指定(法第四十 六條)</p>	<p>建 築 課</p>
<p>一 病院、診療所、助産所 構造設備の使用制限、禁 止、修繕又は改築命令(</p>	<p>一 医療法違反取締 二 医師法、歯科医師法違反 取締</p>	<p>医 務 課</p>
<p>一 土木工事取締規則によ る竣功検査(規則第十一 條)</p>	<p>一 果有建物の小修繕、小工 事の起工執行及び契約 二 住宅金融公庫委託の建築 物設計書及び現場の審査 三 果営住宅入居者の決定及 び建物の管理</p> <p>一 建築課の宿日直事務の 処理</p>	

法第二十四條)
 二 病院 診療所、助産所の管理者変更命令(法第二十八條)
 三 歯科衛生師法違反取締
 四 あんま師、はり師、きゆう師、柔道整復師法違反取締
 五 診療エックス線技師法違反取締
 六 人口動態調にかかる市町村吏員統計主事の資格認定(統計法第十條)
 七 保健婦、助産婦、看護婦法違反取締

公衆衛生課

一 結核予防法による健康診断及び予防接種の代執行(法自 四條、六十五條)
 二 結核予防地区のいん浸地区の指定(法第四條)
 三 狂犬病予防法による交通し、断又は制限(法第三十條)
 一 結核予防法による結核に汚染した物件の消毒、廃棄及び損失補償(法第三十一條)
 二 結核予防法による指定医療機関の指定(法第三十六條)
 三 処分犬の損害補償(法第三十條)

一 ら、予防法による消毒及び予防措置(法第二條)
 二 ら、予防法による物品の売買授受の制限禁止(法第二條の二)
 三 引取人のないら、死亡者の遺留物件の処理(施行規則第八條)
 四 食品添加物、器具及び容器、包装、製品検査及び合格証の交付(法第十七條)
 五 温泉利用施設及び管理方法の改善指示(法第十五條)
 六 温泉利用施設の立入検査(法第十七條)
 七 営業三法(旅館業法、公衆浴場法、興業場法)の立入検査(法第五條)
 八 クリーニング業法による立入検査(法第十條)
 九 理容所、美容所の立入検査(法第十三條)
 十 塵芥容器の区別指示(汚物掃除法施行規則第三條の二)
 十一 従業場の医師雇入(傳染病予防法第十三條四項)
 十二 定期予防接種の実施(法第六五條)
 十三 インフルエンザ予防に

十六條)
 四 上下水道施設に関する代執行(條例第十九條)
 五 傳染病予防法による交通し、断及び住民の隔離(法第十九條二項)

十六條)
 十四條)
 四 狂犬病発生時の防疫措置(法第十八條)
 五 理容師、美容師実地修練所の届出の処理(法第十九條)
 六 傳染病院、隔離病舎等の設置(法第十七條)
 七 密入国者の検査(昭二六通牒公、衛、局)
 八 改良便所の施設々置揭示(寄生虫予防法第四條)
 九 精神病院の指定(法第五條)
 十 精神衛生鑑定医の指定(法第十八條)

器、包装、製品検査及び合格証の交付(法第十七條)
 五 温泉利用施設及び管理方法の改善指示(法第十五條)
 六 温泉利用施設の立入検査(法第十七條)
 七 営業三法(旅館業法、公衆浴場法、興業場法)の立入検査(法第五條)
 八 クリーニング業法による立入検査(法第十條)
 九 理容所、美容所の立入検査(法第十三條)
 十 塵芥容器の区別指示(汚物掃除法施行規則第三條の二)
 十一 従業場の医師雇入(傳染病予防法第十三條四項)
 十二 定期予防接種の実施(法第六五條)
 十三 インフルエンザ予防に

		<p>関する指示(昭二四、通牒) 十四 トラホーム検診 治療 施行(法第二二條) 十五 寄生虫予防法によるふん便検査の実施(法第二二條) 十六 寄生虫予防法による命令又は処分(法第三條) 十七 地区衛生審査会の監督(法第十七條)</p>	
--	--	---	--

薬務課

	<p>一 覚せい剤施用機関及び研究者の指定(法第三條)</p>	<p>一 薬事監視員身分証明書交付(施行規則第五十三條) 二 薬局、診療所等に対する立入検査(法第四十九條) 三 不良 不正表示医薬品等の収去及び試験検査並びに処分(法第四十九條) 四 覚せい剤施用機関及び研究者に対する報告命令(法第三十九條) 五 覚せい剤施用機関である</p>	
--	---------------------------------	--	--

		<p>病院、診療所又は覚せい剤研究所等に対する立入検査及び覚せい剤等の収去(法第三十二條) 六 違法覚せい剤の処分(法第二十六條) 七 毒物、劇物監視員身分証明書交付(法第十八條) 八 毒物、劇物業者の施設等に対する立入検査(法第十七條) 九 毒物、劇物又はその疑あるものの収去及び試験検査(法第十七條) 十 貴金屬管理法による歯科医療者歯科用貴金屬、地金小売販売業者及び加工業者古金買入業者その他貴金屬地金が藏置されていると認められる場所の立入検査(法第二十二條) 十一 貴金屬管理法による立入検査票の交付(法第二十</p>	
--	--	---	--

	<p>一 農業委員会の行う取消すべき処分の確認(法第四十九條)</p> <p>二 農委員会の議決の再議又は取消(法第四十八條)</p> <p>三 農地等交換分合に関する全体計画の策定(土地改良法第八十七條)</p>	<p>二條六項)</p> <p>農地</p>	<p>一 自在地登記令による証明書の交付(昭二三、勅令五百二十七号)</p>
	<p>一 農地交換分合に関する年次計画の策定(土地改良法第九十七條)</p> <p>二 農地の買収、売渡及び交換分合に対する異議申立の決定(土地改良法第九十九條)</p> <p>三 農地等を買収から除外することの指定(自創、特措法第五條)</p> <p>四 農地等対価徴収額の調定(法第二十六條の二)</p> <p>五 自作農創設事業にかかる対価の決定又は例外認可(法第六條)</p> <p>六 国有農地等の管理(法第四十六條)</p> <p>七 国有農地等の一時貸付規則による貸付(規則第四四條至六條)</p>	<p>一 先買した農業施設等の買取申込の決定(法第二十八條)</p> <p>二 農地売渡代金の年賦支払契約の締結及び契約書の発行(法第二十六條)</p> <p>三 農地等所有者不明の場合の公告(法第九條一項)</p>	

	<p>八訴訟参加の決定(法第六十條)</p>	<p>開拓</p>	<p>課</p>
	<p>一 開拓予定地の指定並びに解除(自、創、特、措法第三十條の二)</p> <p>二 開拓関係国有財産の所管換並びに所屬換(施行令第三十一條)</p> <p>三 開拓財産の維持、管理、保全(法第四十六條)</p> <p>四 開拓地区内立木等收去及び損失補償(法第三十三條、第三十九條)</p> <p>五 訴訟参加の決定(法第四十七條)</p>	<p>一 開拓用地買収対価の支払並びに供託(法第三十四條)</p> <p>二 年賦金支払契約の締結並びに契約書の発行(法第四十一條の三)</p>	<p>耕地</p>
<p>一 果営土地改良事業の起工</p>	<p>一 専門技術者の委嘱</p> <p>二 債権者の行う異議申立の裁決(法第四十一條)</p>	<p>一 総代選挙規定について果選挙管理委員会に対する諮問(施行法第五條)</p>	<p>課</p>

